
(仮称) 登大路バスターミナルの整備について

概 要 版

平成 28 年 3 月 1 日

奈 良 県

I. 奈良公園の価値の保存管理・活用

1. 奈良公園の価値

- ・奈良公園は、都市域にありながら豊かな自然環境が享受できる我が国でも有数の都市と自然が共生する自然的資源、「古都奈良の文化財」として世界遺産に登録された春日大社、興福寺、東大寺などをはじめ、8世紀初頭から連綿と続く歴史を有する神社仏閣等の文化財が高密度に集積している歴史的・文化的資源、緑とオープンスペースを確保し、県民へ憩いの場や活動の場を提供できる公園的資源の3つの資源を有している。
- ・奈良公園の価値は、名勝奈良公園指定範囲及び都市公園奈良公園区域を中心に、自然的資源、歴史的・文化的資源、公園的資源の3つの資源が融合している公園であり、それらが一体となった良好な風致景観を形成していることにある。

2. 奈良公園の価値の保存管理・活用

- ・名勝奈良公園保存管理・活用計画（平成23年3月策定）に基づき、奈良公園の価値を保存管理するとともに、奈良公園の価値を活用し、魅力向上に向けた取り組みを行っている。

(1) 名勝奈良公園 指定理由

- ・種別 第一類 名勝
- ・告示 大正十一年三月八日 告示 第四十九号
- ・名称 奈良公園
- ・所在地 奈良県奈良市
- ・説明 奈良縣ノ経営ニ属シ明治十三年興福寺元境内及び春日野等約四万三千坪ノ地ヲ割シテ公園ト爲シタルニ始マル、後春日山花山嫩草山等ノ山林及東大寺手向山神社ノ境内地ヲ編入シ更ニ風致上必要ナル民有地ヲ買収シ以テ今日ノ區域ヲ成スニ至レリ

(2) 奈良公園の価値の保存管理・活用の考え方（名勝奈良公園保存管理計画より抜粋）

名勝奈良公園の保存管理の基本方針
(1) 名勝奈良公園は、自然的要素、歴史的・文化的要素、および公園的要素が融合した景観的特質により名勝の本質的価値である風致景観が構成されている。このため、各要素の個々の保存はもとより、それらの要素の相互作用により総合的価値が発揮されるように適切な保存管理を行う。
(2) 明治以降、現在に至る名勝奈良公園の形成過程を踏まえ、名勝地を構成する境内地や園地、山林部などを区分したうえで、各区域の本質的価値を活かすとともに、多様な空間構成に応じた適切な保存管理を進める。
(3) 奈良公園は、名勝の指定区域のみならず周辺地域の景観とも密接な関係を持ち、それら地域の景観もまた名勝奈良公園の構成要素として認識されるものである。このため、周辺地域も含めて、総体としての適切な景観形成を進める。
(4) 世界文化遺産「古都奈良の文化財」の資産を擁する名勝奈良公園の有する多様な価値を多くの国民が享受し、公園として多様な来訪者を迎える場にふさわしい保存管理と活用との調和を図る。
(5) 関係社寺および地域住民の生活・生業により継がれてきた奈良公園の脈々たる歴史に十分に配慮し、それら奈良公園に係る地域の諸活動との連携のもと、相互の協力により後世に続く名勝の保存管理・活用を進める。
(6) 名勝奈良公園の保存管理・活用を推進するため、関係部局等における体制づくりを進める。



名勝奈良公園の活用		
活用の基本的な考え方	活用の進め方	活用するための整備の推進
(1) 地域と連携した名勝の価値の活用	(1) 情報集約・公開の仕組みづくり	(1) 本質的価値の保存のための整備
(2) 名勝奈良公園の本質的価値の保存と活用に資する調査・研究の蓄積及び公開	(2) 本質的価値を体感し、理解する「場」の提供	(2) 公園の風致景観を高めるための整備
(3) 来訪者の心の豊かさの醸成に資する普及・啓発の推進	(3) 本質的価値に触れる「機会」の提供	(3) 来訪者の便益等に資する整備の推進
(4) 奈良公園の観光振興に資する活用	(4) 多様な人々の参加の促進	
	(5) 情報発信の充実	

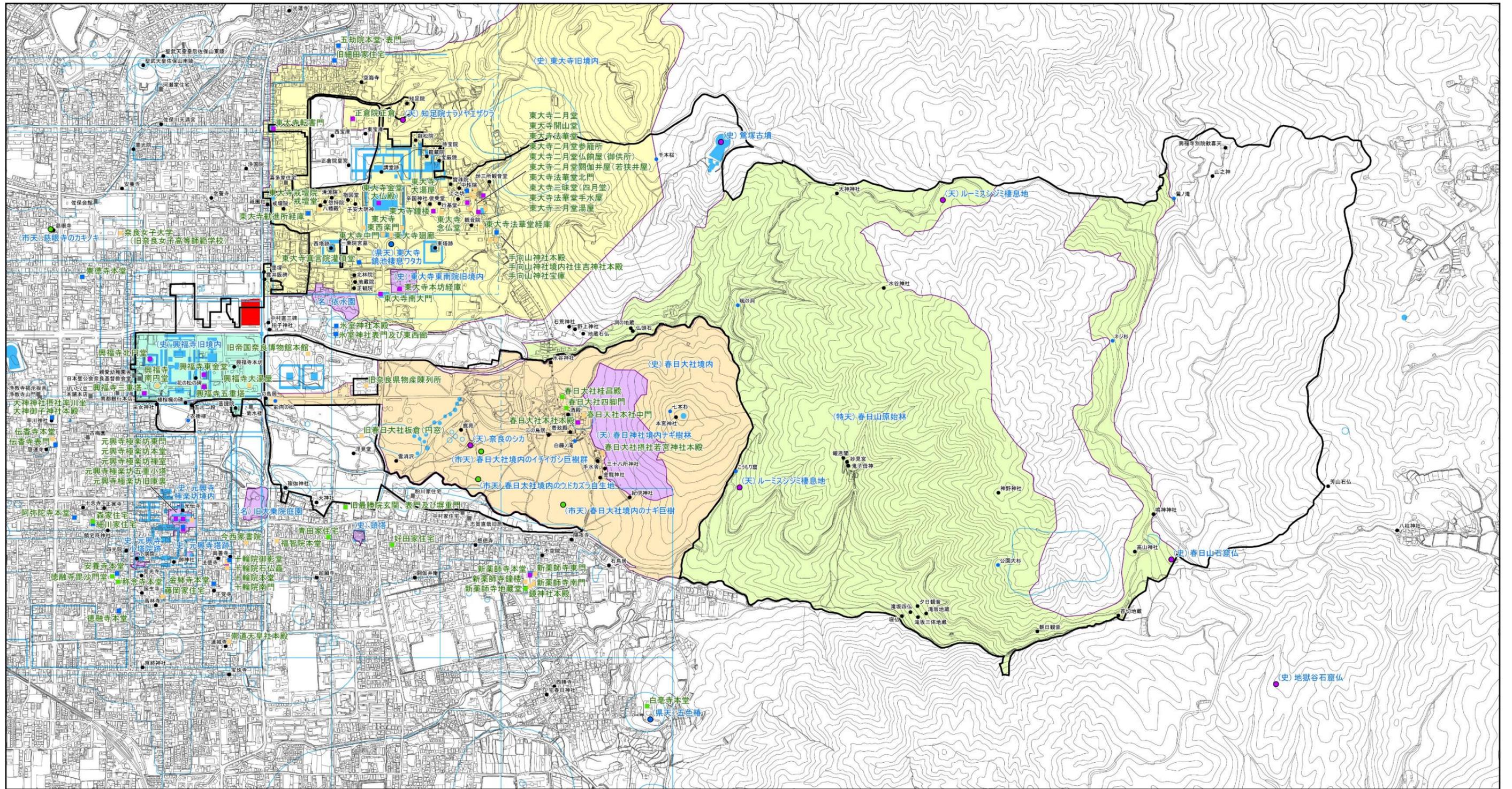
奈良公園の価値のイメージ



自然的特質、歴史的・文化的特質、公園的特質が融合した奈良公園独特の景観を形成



※奈良公園とは、名勝及び都市公園の区域のみならず、春日大社、興福寺、東大寺をはじめとした神社仏閣、奈良国立博物館等の隣接地一帯を包括する範囲として、広く一般に認知・利用されている区域を指す。



計画地 ■ 計画地

名勝奈良公園※1 □ 名勝奈良公園※1

埋蔵文化財包蔵地※2 ○ 埋蔵文化財包蔵地※2

史跡・名勝・天然記念物

- 国指定史跡 春日大社境内
- 国指定史跡 東大寺旧境内
- 国指定史跡 興福寺旧境内
- 国指定特別天然記念物 春日山原始林
- その他国指定史跡・名勝・天然記念物

有形文化財（建造物）

- 国指定（国宝）
- 国指定（重文）
- 県指定
- 市指定

登録有形文化財（建造物）

- 登録有形文化財（建造物）
- その他歴史的・文化的資源（文化財を除く）
- その他自然的資源（文化財を除く）

○ 県指定史跡・名勝・天然記念物

● 市指定史跡・名勝・天然記念物

○ 遺跡の範囲。古墳については、その可能性のあるものの、断定できないもの

● 古墳および伽藍配置。発掘調査等及び文献史料等に基づき想定される範囲

— 平城京条坊。発掘調査等で確認された遺構に、文献史料などを加味して想定した復元

— 条里制地割の復元線

— 寺域。条坊や条里の地割と遺構の一致などからの想定

— 発掘調査等及び文献史料等で確認はされていないが存在が想定される条里制地割または寺域

出典：奈良県資料および奈良市資料 『奈良公園史』 附図「奈良公園図」

※1 出典：奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』を基に作図

※2 出典：奈良県教育委員会『奈良県遺跡地図』

0 250 500 1,000 m

II. 奈良公園の主な課題と対応方針

1. 奈良公園の主な課題

(1) 交通渋滞の緩和

- ・国道 169 号及び国道 369 号で渋滞が発生しやすく、名勝指定範囲に観光バスをはじめとした多くの車両乗入があることで、名勝奈良公園の価値を損ねている状況にある。
- ・公園の中心部まで観光バスが流入しており、来訪者が安全で安心してゆっくりと周遊できる環境も確保できていない。
- ・このため、奈良公園では、交通渋滞を緩和し**奈良公園の中心部への自動車の流入抑制**を行い、**文化財の保存**を図るとともに、**快適な周遊環境の向上**を図ることが求められている。

■ 奈良公園における交通渋滞

- ・観光交通に加え、通過交通が多いため、国道 169 号及び国道 369 号で渋滞が発生しやすい状況にある。名勝指定範囲に観光バスをはじめとした多くの車両の乗入があることで、名勝の風致景観を損ねているとともに、公園内に所在する多種多様な文化財へ影響を与えている。
- ・近鉄奈良駅から東大寺参道に至る大宮通りは、奈良公園に訪れる来訪者のメインルートであり、歩道と車道が近接する箇所において渋滞が発生すると安全確保が難しい状況にある。
- ・平成 22 年（2010）の平城遷都 1300 年祭の際に、奈良公園団体バス予約システムを導入したことで、観光バスの迷走は解消できたが、依然、名勝中心部への観光バスの乗入が行われている。



大宮通りで発生している観光バスの渋滞



大宮通りで車両と歩行者の動線が近接する園路

(2) 奈良公園の魅力向上

- ・奈良公園は、自然的資源、歴史的・文化的資源、公園的資源が融合した日本を代表する公園であるにも関わらず、来訪者に魅力ある価値を発信できていない状況にあり、来訪者の大半がその価値を十分に味わうことのない、短い滞在時間の観光スタイルが主流となっている。
- ・このため、奈良公園では、来訪者の主要動線に隣接し、尚且つ、公園のエントランスに位置する箇所において、**奈良公園の本来の魅力**を**情報発信・享受**するとともに、**来訪者をおもてなし**することで、さらなる**奈良公園の魅力向上**を図ることが求められている。